

感染症の予防及びまん延防止のための指針

大台町地域包括支援センター

この指針は、感染予防・再発防止策及び感染事例発生時の適切な対応など大台町地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）内における感染予防対策を確立し、感染症の予防及びまん延防止を目的に定めるものである。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

地域包括支援センターは、利用者やその家族、及び職員の生命と健康を守るため、感染症の予防及びまん延防止に向けた適切な措置を講ずる。平常時からの衛生管理の徹底と、発生時における迅速な対応体制を構築し、地域における安心・安全なケアマネジメントサービスの継続に努める。

2. 感染症対策に関する体制（感染対策委員会の設置）

事業所内の感染症の発生や感染拡大を予防するために、「感染対策委員会」を設置する。その際委員会で得た結果については地域包括支援センター内の職員に周知徹底を図るものとする。

（1）委員会での検討内容

委員会では、指針、感染症対策マニュアルの点検・見直し、感染症対策実施状況の把握と評価、後述する感染対策に係る職員への研修・訓練の計画等を行う。

（2）委員の構成

- ①委員会の委員は、地域包括支援センターの職員で構成する。なお、委員会の責任者はセンター長が当たるものとする。
- ②委員会には感染対策担当者（以下「担当者」という。）を1名設置するものとする。なお、担当者は他業務との兼務を可とし、「保健師」とする。

（3）運営方法

委員会は、6 か月に 1 回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。

（４）委員会の活動

委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- ①新規採用者に対して、採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
- ②全職員を対象に定期的な研修を年に 1 回以上行う。または外部で実施されている研修へ参加する。
- ③感染者発生時において迅速に行動できるよう、本指針に基づき、全職員を対象に年 1 回以上の訓練を実施する。

（５）記録の保管

委員会での検討内容、感染対策の研修及び訓練の諸記録は適切に保管する。

3. 平常時の対策

- （１）地域包括支援センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行う。
- （２）職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがいを推奨する。
- （３）大台町の関係部署、保健所、医療機関等関係機関との連携体制を構築する。

4. 感染症発生時の対応

- （１）感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に沿って報告する。
 - ①職員又は利用者が感染した（感染疑いを含む。）ときは、速やかに状況について把握し、管理者に報告する。
 - ②管理者は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。
 - ③町の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。
- （２）感染症が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止する

ため速やかに以下の手順に従って対応する。

- ①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることがないように、特に注意を払うこと。
 - ②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合は、訪問直前に使い捨ての防護服、マスク、手袋を着用する。また、訪問後はすみやかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、アルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の中止、またはサービスの内容の変更を行うこと。
 - ④別に定める感染症発生時における業務継続計画（ＢＣＰ）に従い、適切な業務の継続に努めること。
- （３）感染症が発生したときは、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- （４）報告が義務付けられている感染症等については、速やかに町の関係部署及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか今後の対応について相談する。

5. 指針の閲覧について

- （１）指針及び業務継続計画は、委員会に置いて定期的に見直し必要に応じて改正するものとする。
- （２）本指針および関連するマニュアル類は、事業所内に常時ファイリングし、全職員がいつでも閲覧できるようにするほか、町ホームページにも掲載する。

附則

この指針は、令和８年１０月１日より施行する。